

広報はむら

平成 26 (2014) 年

4 月 15 日号



📖 主な記事

1 みんなで守ろう！自転車のルール

3 市の仕事についてお知らせします

6 イベント情報

環境フェスティバルに参加しませんか／郷土博物館 企画展
「五月人形展」／第 45 回羽村市総合体育大会 など

8 市政の情報

5 月 5 日(月) (こどもの日)・6 日(火) (振替休日) 市役所サービ
スを一時停止します／子育て中の皆さんへ／平成 26・27 年度
の後期高齢者医療保険料率が改定されました など

17 情報アラカルト

20 こどものページ

📷 表紙の写真 (平成25年12月11日(水)撮影)

とっても長生き「ミンごろう」さん

上野動物園で 1958 年から飼育され、飼育歴
なんと 56 年になる長寿なチリーフラミンゴの
「ミンごろう」。羽村市動物公園には 2003 年に
引っ越してきました。

見分け方は簡単で、額のコブが大きく盛り上
がっています。ぜひ、会いに来てください。

羽村市公式キャラクター



羽村駅西口の羽村市観
光案内所で、はむりん
グッズを売っているよ！
みんなにぜひ、来てほ
しいりん！

はむりん

自転車を利用する皆さんへ

みんなで守ろう！ 自転車のルール

問合せ 防災安全課交通・防犯係☎216

自転車は、手軽で、環境負荷が小さく、健康増進効果が期待できる乗り物です。しかし、自転車は車の仲間。交通ルールやマナーを守り、安全に利用するとともに保険に加入しましょう。



知っていますか？ 自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

■ 歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。しかし、次の場合は、例外として歩道を通行できます。
○ 道路標識などで認められている場合
○ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
○ 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや、車の通行量が非常に多く危険な場合

② 車道は左側を通行

■ 自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。
■ 路側帯も左側を通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄り

■ 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止です。並進も禁止です（「並進可」の標識がある場所を除く）。二人乗りは、幼児用の座席に幼児（6歳未満の者）を乗車させるとき以外はやめましょう。

■ 信号を守り、一時停止場所では必ず止まって安全確認をし、夜間はライトを点灯してください。
■ 傘差し、携帯電話やメールをしながらの運転は違反です。

⑤ 子どもはヘルメットを着用

■ 保護者は、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。